

上天草市スポーツ団体等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が年齢や興味、技術レベルに関係なく、誰もがスポーツを楽しめる環境を提供し、スポーツ団体等における市民のスポーツ活動を推進することを目的として、上天草市スポーツ団体等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、上天草市補助金等交付規則(平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 総合型地域スポーツクラブ

ア 本市に主たる事業所を有すること。

イ クラブの活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目が複数あること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

エ 総合型地域スポーツクラブの代表者が上天草市暴力団排除条例(平成24年上天草市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(2) 地域スポーツ団体

ア 代表者が本市に住所を有すること。

イ 構成員の2分の1が本市に住所を有し、10人以上で構成されていること。

ウ 1回の活動が2時間程度、かつ、週2回程度活動している団体であること。

エ 総合型地域スポーツクラブのプログラムではないこと。

オ 代表者に市税等の滞納がないこと。

カ 代表者が上天草市暴力団排除条例(平成24年上天草市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

2 地域スポーツ団体においては、地域スポーツ団体届出書(様式第1号)を届け出た団体であること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付に係る補助対象事業、補助内容、補助要件及び補助金の額は別

表に定めるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、申請年度の4月1日から9月30日までとする。

2 各補助対象事業における実数の比較は、申請年度と前年度の9月30日現在の比較とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市スポーツ団体等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、11月30日までに、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 総合型地域スポーツクラブ

ア 補助金額算出表（様式第3号）

イ 会員数一覧表（様式第4号）

ウ プログラム及びプログラム別指導者一覧表（様式第5号）

エ 上天草市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第6号）

オ その他教育委員会が必要とする書類

(2) 地域スポーツ団体

ア 補助金額算出表（様式第3号）

イ 月別活動実績一覧表（様式第7号）

ウ 上天草市（学校）体育施設使用許可通知書又は上天草市（学校）体育施設使用料減免許可通知書の写し

エ 上天草市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第6号）

オ その他教育委員会が必要とする書類

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第6条 教育委員会は、前条の規定により交付申請書兼実績報告書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、上天草市スポーツ団体等支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第8号。以下「交付決定及び確定通知書」という。）により、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定及び確定通知書の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、上天草市スポーツ団体等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 教育委員会は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、上天草市スポーツ団体等支援事業補助金返還通知書(様式第10号)により、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の受領後3年以内に活動を1年以上休止したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が返還の必要があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区分	補助対象事業	補助内容	補助要件	補助金の額
総合型地域スポーツクラブ	プログラム新設支援事業	補助対象期間において、新たにプログラムを新設した場合に補助金を交付	1 回の活動が 2 時間程度、かつ、週 2 回程度活動しているプログラムであること	1 プログラム当たり 5 万円とし、10 万円を上限額とする
	会員数増加支援事業	補助対象期間における、会員数の増加に対し補助金を交付	申請年度と前年度の 9 月 30 日現在の会員数を比較し、5 人以上会員が増加していること	増加人数 5 人当たり 5 万円とし、20 万円を上限額とする
	指導者数増加事業	各プログラムにおいて新たに指導者を確保した場合に補助金を交付	市が実施する指導者講習会の受講及びスポーツ指導者バンクに登録された指導者であること	新たに確保した指導者 1 人当たり 2 万円

別表 2（第 3 条関係）

区分	補助対象事業	補助内容	補助金の額
地域スポーツ団体	スポーツ団体等設立支援事業	地域スポーツ団体を新設した場合に補助金を交付	1 団体当たり 小中学生対象 4 万 5 千円 一般対象 3 万円
	活動奨励金事業	補助対象期間において、150 時間以上活動した地域スポーツ団体に補助金を交付	1 団体当たり 3 万円